

えべつ魅力発信コンテンツ制作放映等業務委託 仕様書

1 業務名

えべつ魅力発信コンテンツ制作放映等業務委託

2 目的

江別市（以下、「当市」という。）は、平成17（2005）年をピークに人口が減少しており、令和4（2022）年度に実施した将来人口推計結果では、これまでの取り組み等によって、平成27（2015）年度に策定した「江別市人口ビジョン」よりも減少幅は緩やかになったものの、今後も少子高齢化を背景に人口減少が進むと見込んでいる。

札幌市の宅地価格の高騰を背景に、当市への子育て世代の転入は続いており、総務省が公表している住民基本台帳人口移動報告の結果によれば、平成30（2018）年以降、6年連続で年少人口の社会増数が全国で20位以内に入っている。

しかし、当市が移住候補者へのPRを行っていること自体あまり知られていないため、道内の子育て世代を中心としてPRを強化し、「子育てなら江別市」を直接的に訴えかけることで、住む場所を考える際に自然と当市が選択肢に上がるよう、ターゲットの意識を変容させることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

子育て、教育、生活環境など、当市の魅力を移住候補者にPRするためのコンテンツを制作し、放映等を行う。

（1）動画コンテンツの制作及び拡散

① 市全体の概要を伝える動画（10分程度）

市勢をはじめとして、まちづくり、子育て、教育、産業、観光などを総合的に紹介する動画を1本制作する。他自治体等の視察や職員研修などで視聴することを想定しており、本動画は拡散を要しない。

② 項目別動画（時間・テーマは任意）

当市の魅力を紹介する動画を5本以上制作する。

テーマは任意とし、動画の配信プラットフォーム（例：YouTube、TikTok、Instagram など）は、提案者がターゲット層や効果を考慮して提案すること。

提案者が管理するチャンネルなどでの公開については、当市と別途協議する。

③ 項目別動画（60秒程度）

当市の魅力を60秒程度で紹介する動画を5本以上制作する。

同一テーマにつきタテ型とヨコ型を制作する。テーマは任意とするが、例示として「子育てのしやすさ」「教育環境の良さ」「快適な住環境」「江別で観光」「ふるさと納税」「市職員になる」「えべつへ移住」など。

当市YouTubeチャンネルなどでの公開を想定している。

提案者が管理するチャンネルなどでの公開については、当市と別途協議する。

④ 項目別動画（15秒）

当市の魅力を15秒程度で紹介する動画を5本以上制作する。

テーマは任意とするが、例示として「子育てのしやすさ」「教育環境の良さ」「快適な住環境」「江別で観光」「ふるさと納税」「市職員になる」「えべつへ移住」など。

当市近郊の街頭ビジョンやデジタルサイネージなどで放映する想定であるので、放映する施設や期間について効果的な提案を行い、その放映権料も提案金額に含めること。

（2） TV番組の制作及び放送

道内在住の子育て世代等を対象として、広く当市の魅力を伝え、興味関心を高め、ふるさと納税額の増加や移住定住の促進に繋げるため、当市の魅力を発信するTV番組（約30分）を制作する。番組途中にCMを挟まない構成とし、子育て世代が一般によく視聴する曜日・時間帯に、道内放送局で年度内に1回以上放送する。

（3） 共通事項

① コンテンツの企画、取材、写真撮影、編集、データ作成等、コンテンツ制作に

かかる業務のほか、動画の拡散及びTV番組の放送にかかる業務を含むものとする。

② 施設等への取材やロケーション、スケジュール調整等については受託者が行うものとし、当市は受託者の業務遂行に協力する。取材先等の選定は、事前に当市と協議の上決定する。

③ 業務に必要な資料や写真等は受託者が収集するものとし、当市は既存資料の提供などにおいて受託者の業務遂行に協力する。

④ 本業務において入場料、交通費、モデル料等が発生する場合、受託者においてすべての手続きを行い、経費を負担すること。

5 成果品

成果品は以下とし、いずれもメディアに格納し納品すること。(1)(2)のファイル形式はmp4とし、(3)は納品時に協議する。

- (1) 動画コンテンツ
- (2) TV番組
- (3) 契約に含めることとなった(1)(2)以外の提案物

6 第三者が権利を有する著作物の使用

(1) 動画コンテンツ、TV番組等に使用する画像、イラスト、音楽、その他の資料について、第三者が著作権、特許権・実用新案権、意匠権、商標権といった知的財産権のほか、肖像権を有するものや、不正競争防止法による保護を受けるものである場合は、必要な手続きを行うとともに、使用料等の負担及び責任は提案者において負うこと。

(2) 「5 成果品(3)」についても同様とすること。

7 成果品の著作権

「5 成果品(1)～(3)」について、委託期間終了後においても、当市による加工や、SNSを含むWebでの配信、上映、配布などの二次利用を可能とすること。また、当市による二次利用に支障がある場合は、利用が可能な範囲を明示し、当市と協議するこ

と。

8 その他

- (1) 受託後、業務の遂行に当たって当市が保有する資料等が必要な場合は、当市に問い合わせること。資料等の貸与を希望する場合、受託者は貸与リストを作成の上、当市に提出して協議すること。
- (2) 当市から貸与された資料等がある場合は、業務完了後直ちに返却すること。重大な過失によって破損・紛失等の損害を生じさせた場合は、受託者がその責任を負うものとする。
- (3) 受託者は、作業の実施に当たっては当市と連絡を密に取り十分に協議すること。また、疑義が生じた場合には速やかに当市の指示を受けること。さらに、関係する官公庁等との協議を必要とするとき、又は協議を求められた場合、当市へ報告するとともに誠意を持ってこれに当たり、その内容を遅滞なく当市に報告しなければならない。
- (4) 受託者は、委託された業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託してはならないものとする。また、業務の一部を第三者に委託する場合は、当市の承認を得るものとする。
- (5) 本仕様書に記載のない事項については当市と協議の上決定する。